

しんきんテレホンバンキングサービス利用規定

加茂信用金庫
令和2年4月1日現在

1. しんきんテレホンバンキングサービス

- (1) 「しんきんテレホンバンキングサービス」(以下「本サービス」といいます。)とは、電話による依頼にもとづき、照会、振替、振込などの手続を行うサービスをいいます。
- (2) 本サービスの利用については照会等の資金移動を伴わない業務はキャッシュカード発行済みの口座を保有している方(以下「利用者」といいます。)とします。また、振替、振込等の資金移動を伴うサービスについては上記利用者で、別途資金移動契約をされた方(以下「資金移動契約者」といいます。)とします。
- (3) 電話依頼はプッシュホンもしくはトーン切り替えしたダイヤルホンとします。携帯電話・PHSをご利用の場合は、お取引の途中で回線が切断される恐れがあります。資金移動を伴うお取引には充分ご注意ください。

2. 本人確認

- (1) 電話による本人確認は、次の(2)から(5)の方法によるほか、当金庫所定の方法により行うものとします。
- (2) 残高照会、入出金明細照会等資金移動が伴わないサービスの場合、お取引の支店番号、科目、口座番号とその口座のキャッシュカード暗証番号により本人の確認を行います。
- (3) 資金移動契約者は当金庫に対して本人確認のため、申込書にて資金移動用暗証番号(以下「テレホンバンキング会員番号」といいます。)を届け出るものとします。
- (4) 振替・振込等、資金移動を伴うサービスの場合、上記(2)の他に事前に登録するテレホンバンキング会員番号により本人の確認を行います。
- (5) 以下の方法により本人の確認を行うこととします。
 - ①契約者が電話により取引の依頼を行う場合、当金庫の指定するテレホンバンキングセンターへ架電し、支店番号、科目、口座番号、キャッシュカードの暗証番号およびテレホンバンキング会員番号に基づく2桁の変換暗証番号を電話機より入力してください。
 - ②前項の入力を受信し、当金庫が認識した支店番号、科目、口座番号、キャッシュカード暗証番号およびテレホンバンキング会員番号にもとづく、2桁の変換暗証番号が当金庫の登録内容と各々一致した場合には、当金庫は利用者または資金移動契約者からの依頼とみなし、取引の依頼を受け付けます。
 - ③資金移動が伴う振替・振込等の取引については、当金庫で受信した利用口座番号およびキャッシュカードの暗証番号およびテレホンバンキング会員番号にもとづく、2桁の変換暗証番号が当金庫の登録内容と各々一致した場合には、当金庫は資金移動契約者からの依頼とみなし、取引の依頼を受け付けます。なお、変換暗証番号は取引受付時に当金庫所定の方法で指定することとします。
- (6) キャッシュカードの暗証番号、テレホンバンキング会員番号は、第三者に教えたり、容易に漏洩するような方法で書き残さないでください。
- (7) 当金庫は(4)により処理した場合、口座番号、キャッシュカードの暗証番号およびテレホンバンキング会員番号の盗難、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

3. 取扱要領

- (1) 本サービスの取扱日、取扱時間、取引の種類等は、別途当金庫が定めることとします。
- (2) 当金庫は取扱時間、取引の種類等を利用者に事前に通知することなく変更することがあります。
- (3) 今後本サービスに追加される新サービスについては、新たな利用申込なしにご利用できることとします。

4. 資金移動取引の支払および入金口座

振替・振込等資金移動を行うサービスの場合、本人確認時に使用した、口座からその取引の金額を通帳、払戻請求書または当座小切手なしに自動的に引き落としすることとします。

5. 取引の依頼

- (1) 利用者または資金移動契約者は2.(4)の本人確認手続を経た後、取引に必要な所定の事項を当金庫が

指定する方法により正確に伝達することで取引を依頼してください。

- (2) 当金庫が取引を受け付けた場合、利用者または資金移動契約者に対し、取引内容の確認を当金庫所定の確認方法で行いますので、依頼内容が正しい場合、当金庫が定めた確認方法で確認した旨を伝えて下さい。前記依頼内容の確認が各取引に必要な時限までに行われた場合、取引の依頼が確定したものとみなし、当金庫所定の方法で手続を行うこととします。
- (3) 振替・振込等資金移動の伴うサービスの場合、前項の取引依頼が確定した後、当該引き落としをもって取引が成立したものとします。
- (4) 前項以外のサービスについては、取引依頼の確定を持って取引が成立したものとします。
- (5) 依頼内容に不備があったとしても、これによって生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。

6. 照会サービス

- (1) 利用者ご本人からの電話に基づき、本人名義預金の残高照会、入出金明細照会および本サービスで受け付けた振替・振込の内容を照会するものとします。
- (2) 残高照会、入出金明細照会については、本人確認時に使用した口座の照会とします。
- (3) 入出金明細照会の出力明細は2ヶ月以内の最新10明細とします。
- (4) 振替・振込依頼内容の照会は、本サービスで受け付けた振替・振込の内容を照会日を含めて14日間照会可能とします。
- (5) 利用者からの照会を受け付けて当金庫が既に回答した内容について、その後の取引により当金庫が変更または取消を行った場合、そのために生じた損害について当金庫は一切責任を負いません。

7. 振替・振込サービス

- (1) 資金移動契約者からの電話にもとづき、あらかじめ指定された預金口座もしくは都度指定する口座へ入金するものとします。
- (2) 本サービスで行う、振替・振込の1回の限度は当金庫があらかじめ指定した金額の範囲とします。
- (3) 本サービスで行う、振替・振込の1日の限度は当金庫で指定した範囲で、資金移動契約時にお届けいただいた範囲とします。
- (4) 本サービスで振替、振込を行う場合、当金庫の定める時間以降または、土曜、日曜および祝日(以下「休業日」といいます)に受け付けたものは、翌営業日の取扱とします。この時、振替、振込指定金額と、第11条に定める振替、振込手数料は受付日付で指定口座より振り替えることとします。
- (5) 自動音声サービスで受け付けた振替・振込の依頼内容、利用者の意思を当金庫所定の方法で確認しますので、内容が正しい場合は、当金庫が指定する方法で確認した旨を伝えてください。
- (6) 振替・振込資金の振り替えについては4.(1)によります。記帳しないことにより生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。
- (7) 次の各号に該当する場合、本サービスでのお取り扱いはできません。当該お取引は取り消されたこととします。

①振替・振込金額と第11条の振込手数料金額との合計額または、振替金額が支払指定口座より払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)を超えるとき。

②利用者から支払指定口座への支払停止の届け出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続を行ったとき。

③差し押さえ等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不適と認めたとき。

- (8) 振替・振込取引において、依頼確定後の取消、訂正、組み戻しはできません。ただし、当金庫がやむを得ないと認めた場合については、利用者から本サービス利用時に本人確認で使用した口座開設店にて訂正依頼書または組戻依頼書の提出を受け付けた上で、その手続を行うこととします。

8. 手数料

- (1) 本サービスの契約手数料は当金庫所定の振替日に、預金通帳、払戻請求書または当座小切手なしで指定口座から自動的に引き落としします。
なお、当金庫はこの手数料金額を契約者に事前に通知する事無く変更する場合があります。
- (2) 本サービスにおいて振替、振込を行った場合、当金庫所定の振込手数料をお支払いください。なお、手数料につきましては諸般の事情により変更することがあります。

- (3) 振込手数料は、振込処理時に通帳、カード、払戻請求書または当座小切手の提出なしに振込資金の支払い口座から引き落としします。
- (4) 7. (8)により「組戻し」の取り扱いを行った場合、当金庫所定の組戻し手数料を徴求いたします。

9. 通知、照会の連絡先

当金庫より利用者に通知、照会をする場合、口座開設店にお届けされている住所、電話番号を連絡先とします。なお、お届けの住所、電話番号の不備または電話の不通等により通知、照会する事が出来なくても、これによって生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

10. 取引日付

本サービスで受け付けた取引については、受付日当日にて取引を取り扱うことを原則としますが、受付時間により、翌営業日の取り扱いとなることがあります。なお、翌営業日の取引に関する預金金利については、取引実行日の金利を適用します。

11. 取引内容の確認

- (1) 本サービスによる取引で資金移動が伴う取引を行った場合は、利用者は速やかに預金通帳の記入を行い、取引の内容を確認して下さい。万一取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、直ちに当金庫までご連絡ください。
- (2) 取引内容、残高に相違がある場合において、利用者との間に疑義が生じた時は、当金庫の機械記録の内容をもって処理することとします。

12. 取引内容の変更、撤回

依頼内容を変更、撤回する場合は直ちに、依頼を行った口座開設店にご連絡ください。なお、連絡の時期により、依頼内容の変更、撤回の出来ない場合があります。

13. 免責事項

- (1) 2. (4)により本人確認手続を経た後取引を行った場合は、当金庫は架電者を利用者または資金移動契約者本人とみなし、暗証番号等の不正利用、盗聴その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。
- (2) 天災、火災、騒乱等の不可抗力、通信機器、回線、コンピューターの障害ならびに電話の不通等、当金庫の責めによらない事由により取り扱いが遅延したり不能となった場合、そのために発生した損害については、当金庫は一切責任を負いません。

14. 届け出事項の変更

- (1) 利用者は、届け出事項を変更する場合、その変更内容を当金庫所定の方法により当金庫に届け出ることとします。別途当金庫が定めた届け出事項は本サービスにて届け出ることができるものとします。
- (2) 届け出のあった氏名、住所宛に当金庫が通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかった場合でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (3) 届け出事項の変更は、当金庫の手続が完了したときから有効とします。手続完了前に生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

15. 解約

- (1) 本サービスは、当事者一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によることとします。
- (2) 次の各号に1つでも該当する場合には、資金移動契約者に通知することなく当金庫はいつでも本サービスを解約することができることとします。
 - ① 1年以上にわたり、本サービスにて、振替、振込が発生しなかった場合。
 - ② 資金移動契約者が本サービスで発生した手数料を支払わなかった場合。
 - ③ 住所変更等の届け出を怠るなど、資金移動契約者の責めに帰すべき事由によって、当金庫にお客様の所在が不明になった場合。

16. 規定の準用

この規定の定めのない事項については、普通預金規定(総合口座を含む)、当座勘定規定、当座貸越契約書、カードローン契約書、キャッシュカード規定、振込規定、口座振替規定等により取り扱います。

17. 規定の改定

- (1) この規定の内容については金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上